

住居表示実施に伴う

会社・法人の変更登記の手引

住居表示実施による、会社・法人の所在地及び役員住所の変更登記は、法律上皆さんに手続きをしていただく必要があります。お手数料をおかけしますが、この手引を参照し、手続きをしていただきますよう、ご協力をお願いします。

横浜市内の会社・法人の変更登記は、横浜地方法務局法人登記部門で手続きをしてください。登録免許税はかかりません。なお、手続きの際に通知書(又は住居表示変更証明書)を必ず添付してください。

また、不動産の所有権登記名義人住所変更については、不動産所在地を管轄する法務局又は出張所(9ページ)で手続きをしてください。

<目次>

1 会社・法人の所在変更	2ページ
2 役員住所変更	5ページ
3 手続きの際の注意	7ページ
【申請書等の記載例】	
・ 会社・法人の所在地変更(本店(主たる事務所)の所在地変更の場合)	4ページ
・ 役員住所変更	6ページ
・ 本店(主たる事務所)の所在地及び役員住所変更	8ページ
・ 委任状(会社・法人の所在地と役員住所の変更を一括で申請する場合)	9ページ
法務局のご案内	10ページ

◇登記についてのお問合せ

横浜地方法務局 法人登記部門 … 電話 641-7461(代表)

◇住居表示についてのお問合せ

横浜市民局窓口サービス課住居表示担当

… 電話 671-2320・2321

1 会社・法人の所在地変更

(1) 本店の所在地で住居表示があったとき

ア 本店での登記		
手続先	横浜地方法務局	
期限	住居表示実施日から2週間以内	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合：代表取締役 代表取締役を置いていない場合：法務局に印鑑登録をしている取締役のうちの一
	その他の会社 各種法人	法務局に印鑑登録をしている代表者
必要書類	① 会社・法人変更登記申請書 ② 通知書(又は住居表示変更証明書)	

イ 支店での登記(支店での手続は本店での登記が済んでから行ってください。)		
手続先	支店の所在地を管轄する登記所	
期限	住居表示実施日から3週間以内	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合：代表取締役 代表取締役を置いていない場合：法務局に印鑑登録をしている取締役のうちの一
	その他の会社 各種法人	法務局に印鑑登録をしている代表者
必要書類	① 会社・法人変更登記申請書 ② 「ア」の登記をしたことを証する履歴事項証明書	

(2) 支店の所在地で住居表示があったとき

ア 本店での登記		
手続先	本店の所在地を管轄する登記所	
期限	住居表示実施日から2週間以内	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合：代表取締役 代表取締役を置いていない場合：法務局に印鑑登録をしている取締役のうちの一
	その他の会社 各種法人	法務局に印鑑登録をしている代表者
必要書類	① 会社・法人変更登記申請書 ② 通知書(又は住居表示変更証明書)	

イ 支店での登記(支店での手続は本店での登記が済んでから行ってください。)		
手続先	横浜地方法務局	
期限	住居表示実施日から3週間以内	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合：代表取締役 代表取締役を置いていない場合：法務局に印鑑登録をしている取締役のうちの一
	その他の会社 各種法人	法務局に印鑑登録をしている代表者
必要書類	① 会社・法人変更登記申請書 ② 「ア」の登記をしたことを証する履歴事項証明書	

【記載例】会社の所在地変更(本店の所在地変更の場合)

※赤字部分をご記入ください

会社 → 法人変更登記申請書	
	連絡先電話番号 ○○○-○○○-○○○
1. 商号(名称)	株式会社 横浜商事
1. 本店(主たる事務所)	横浜市泉区和泉町 2423 番地 10
1. 登記の事由	本店(主たる事務所)・支店(従たる事務所)の変更
1. 登記すべき事項	
平成27年9月7日	住居表示実施による本店(主たる事務所)の変更
本店(主たる事務所)	横浜市泉区和泉中央南四丁目○番○号
住居表示実施日	
平成 年 月 日	住居表示実施による支店(従たる事務所)の変更
支店(従たる事務所)	横浜市泉区和泉中央南 丁目 番 号
1. 登録免許税	登録免税法第5条第4号により免除
1. 添付資料	通知書又は住居表示変更証明書 1 通
上記のとおり登記の申請をします。	
平成○○年○○月○○日	法務局に提出する日を記入する
申請人	
本店(主たる事務所)	横浜市泉区和泉中央南四丁目○番○号
商号(名称)	株式会社 横浜商事
住所	横浜市中区港町1丁目1番地
資格・氏名	代表取締役 横浜 住太郎
横浜地方法務局 御中	

登記簿のとおり記入する

法務局届出印

どちらか変更のない方を消す

住居表示実施日

新しい所在を記入する

添付する証明書の通数

新しい所在を記入する

登記簿のとおり記入する

法務局届出印

法務局に印鑑の届出をしている代表者の住所を記入する。

2 役員住所変更

◇住所変更の登記が必要な役員は、株式会社、有限会社、その他の会社、各種法人で住所が登記された役員全員です。

例)株式会社……代表取締役
 特例有限会社…取締役(全員)
 監査役(置いている場合)

本店での登記		
手続先	本店の所在地を管轄する登記所	
期限	住居表示実施日から2週間以内	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合 : 代表取締役 代表取締役を置いていない場合 : 法務局に印鑑登録をしている取締役のうちの一
	その他の会社 各種法人	法務局に印鑑登録をしている代表者
必要書類	① 会社・法人変更登記申請書 ② 通知書(又は住居表示変更証明書)	

【記載例】役員住所変更(代表取締役住所変更の場合)

※赤字部分をご記入ください

会社~~・~~法人変更登記申請書

連絡先電話番号 ○○○-○○○-○○○

登記簿のとおり記入する

1. 商号(名称) 株式会社 横浜商事

1. 本店(主たる事務所) 横浜市中区港町1丁目1番地

1. 登記の事由 代表取締役の住所変更

1. 登記すべき事項

住居表示実施日 住居表示実施による代表取締役 横浜 住太郎 の住所変更

平成27年9月7日 横 濱 市 泉 区 和 泉 中 央 南 四 丁 目 ○ 番 ○ 号

住 所

平成 年 月 日 住居表示実施による の住所変更

住 所 横 濱 市 泉 区 和 泉 中 央 南 丁 目 番 号

1. 登録免許税 登録免税法第5条第4号により免除

1. 添付資料 通知書又は住居表示変更証明書 1 通

添付する証明書の通数

上記のとおり登記の申請をします。

平成○○年○○月○○日 法務局に提出する日を記入する

申請人

本店(主たる事務所) 横浜市中区港町1丁目1番地

商号(名称) 株式会社 横浜商事

住 所 横浜市泉区和泉中央南四丁目○番○号

資格・氏名 代表取締役 横浜 住太郎

法務局 届出印

法務局に印鑑の届出をしている代表者の住所を記入する。(住居表示で変更した場合は新しい住所)

横浜地方法務局 御中

3 手続の際の注意

- ◇ 会社・法人の所在地と住所が登記された役員の住所が、共に変更になるときは両方の変更登記を要します。(次ページ参照)
- ◇ 登記の変更手続は「通知書」があれば無料でできます。通知書が不足する場合は、泉区役所戸籍課登録担当(2階 202 窓口)で「住居表示変更証明書」を請求ください。必要な枚数分発行します。(発行手数料はかかりません。)
- ◇ 通知書(又は住居表示変更証明書)の記載内容を必ず確認してから手続をしてください。
- ◇ 「会社・法人変更登記申請書」は、この手引に同封したものをご利用ください。申請書が不足する場合は、泉区役所戸籍課登録担当(2階 202 窓口)にもございます。また、同封した申請書のコピーや、ご自分で同様の書式で作成していただいても構いません。
- ◇ 本店又は主たる事務所の所在地の変更登記をせず、旧住所のままにしておきますと、新しい所在地の記載された印鑑証明は発行できません。
- ◇ 申請は代理人でも可能です。その際は、委任状(8ページ)が必要です。
- ◇ 郵送による申請も可能です。

【記載例】会社の本店の所在地及び役員（代表取締役）の住所変更の場合

※赤字部分をご記入ください

会社→法人変更登記申請書

連絡先電話番号 ○○○-○○○-○○○

登記簿のとおりに入力する

1. 商号（名称） 株式会社 横浜商事

1. 本店（主たる事務所） 横浜市和泉町2423番地10

1. 登記の事由 ~~本店（主たる事務所）支店（従たる事務所）~~の変更
代表取締役の住所変更

1. 登記すべき事項 **役員の資格を記入する**
平成27年9月7日 住居表示実施による本店（主たる事務所）の変更
本店（主たる事務所） 横浜市泉区和泉中央南四丁目○番○号

法務局
届出印

捨印

住居表示実施日

新しい所在を記入する

平成 年 月 日 住居表示実施による支店（従たる事務所）の変更
支店（従たる事務所） 横浜市泉区和泉中央南 丁目 番 号

住居表示実施日

平成27年9月7日 住居表示実施による代表取締役 横浜 住太郎の住所変更
住 所 横浜市泉区和泉中央南四丁目○番○号

新しい住所を記入する

1. 登録免許税 登録免税法第5条第4号により免除

1. 添付資料 通知書又は住居表示変更証明書 2 通

添付する証明書の通数

- ・会社に対する通知書
- ・役員に対する通知書

上記のとおり登記の申請をします。

平成○○年○○月○○日 法務局に提出する日を記入する

申請人

本店（主たる事務所） 横浜市泉区和泉中央南四丁目○番○号

新しい所在を記入する

商号（名称） 株式会社 横浜商事

登記簿のとおりに入力する

住 所 横浜市泉区和泉中央南四丁目○番○号

資格・氏名 代表取締役 横浜 住太郎

法務局
届出印

横浜地方法務局 御中

法務局に印鑑の届出をしている代表者の住所を記入する。（住居表示で変更した場合は新しい住所）

【書式例】委任状（会社の所在地と役員の住所変更を一括で申請する場合）

※赤字部分をご記入ください

委 任 状

代理人の住所 横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地

氏名 泉 花子

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任します。

平成27年9月7日住居表示の実施による本店の所在地
の変更並びに〇〇〇〇の住所の変更を横浜地方法務局に
申請する一切の件。

役員資格を記入する

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(本店) 横浜市泉区和泉中央南四丁目〇番〇号

(商号) 有限会社 横浜商会

代表取締役 横浜 住太郎 印

住居表示実施後の所在地
を記入

※ 委任状には、法務局に届け出ている印を鮮明に押印してください。

◆ 法務局のご案内

◇ 横浜市内の会社・法人の手続は・・・

横浜地方法務局 法人登記部門

〒231-8411

中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎

電話641-7461 (代表)



◇ 不動産（土地・建物）の手続は・・・

不動産の変更登記の書式などについては、「住居表示のしおり」をご覧ください。

- ☆ 横浜地方法務局 (西区・中区・南区の不動産)
 〒231-8411 中区北仲通5丁目57番地 電話641-7461 (代表)
 横浜第二合同庁舎
- ☆ 神奈川出張所 (鶴見区・神奈川区・保土ヶ谷区の不動産)
 〒221-0061 神奈川区七島町117番地 電話431-5353
- ☆ 港北出張所 (港北区・都筑区の不動産)
 〒222-0033 港北区新横浜三丁目24番地6 電話474-1280
 横浜港北地方合同庁舎
- ☆ 青葉出張所 (緑区・青葉区の不動産)
 〒225-0014 青葉区荏田西一丁目9番地12 電話973-2020
- ☆ 旭出張所 (旭区・瀬谷区の不動産)
 〒241-0835 旭区柏町113番地2 電話365-1300
- ☆ 金沢出張所 (磯子区・金沢区の不動産)
 〒236-0021 金沢区泥亀二丁目7番1号 電話782-4993
- ☆ 戸塚出張所 (戸塚区・泉区の不動産)
 〒244-0003 戸塚区戸塚町2833番地 電話871-3912
- ☆ 栄出張所 (港南区・栄区の不動産)
 〒247-0007 栄区小菅ヶ谷一丁目6番2号 電話895-3071